

事例番号:360309

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 39 週 0 日 胎児心拍数陣痛図で一過性頻脈、基線細変動を認める

妊娠 40 週 0 日 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失を認める

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 4 日

1:07 陣痛開始のため搬送元分娩機関を受診

胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失、高度遅発一過性徐脈、軽度遷延一過性徐脈を認める

2:26 胎児機能不全の診断で当該分娩機関に母体搬送となり入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 4 日

4:13 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 stage II (Blanc 分類)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 4 日

(2) 出生時体重:2900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.17、BE -12.2mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 15 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、多嚢胞性脳軟化症を呈し、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 39 週 0 日以降、妊娠 40 週 0 日までの間に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

(3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 搬送元分娩機関における妊娠 34 週 6 日までの外来管理は一般的である。

(2) 妊娠 37 週 0 日および妊娠 40 週 0 日の妊婦健診時の胎児心拍数陣痛図で、基線細変動減少、一過性頻脈消失を認める状況で帰宅としたことは一般的

ではない。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠 40 週 4 日入院後の対応[分娩監視装置装着、および胎児心拍数陣痛図の所見(基線細変動減少)から胎児機能不全と診断し、当該分娩機関に母体搬送を決定したこと]は一般的である。
- (2) 当該分娩機関における妊娠 40 週 4 日入院後の対応(分娩監視装置装着、血液検査実施、超音波断層法実施)は一般的である。
- (3) 妊娠 40 週 4 日胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数波形レベル 4 以上であり、急速遂娩の適応と判断し、2 時 51 分に帝王切開を決定したことは一般的である。
- (4) 帝王切開決定から 1 時間 22 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

胎児心拍数陣痛図の判読と対応について「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則して習熟することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経系障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。